

平成 30 年度 鹿児島地方最低賃金審議会  
第 4 回鹿児島県最低賃金専門部会 議事録

開催日時	平成 30 年 8 月 3 日 (金) 午前 8 時 52 分 ~ 10 時 07 分		
開催場所	鹿児島合同庁舎 第 2 会議室		
出席者	公益代表委員 (3名)	石塚孔信 竹中啓之 山本晃正	(敬称略)
	労側委員 (2名)	下町和三 新内親典	(敬称略)
	使側委員 (3名)	岩重正勝 内 道雄 濱上剛一郎	(敬称略)
	事務局 (4名)	田之上労働基準部長 上ノ原賃金室長 田代賃金室長補佐 有村給付調査官	
議題	1 平成 30 年度鹿児島県最低賃金の改正審議について 2 その他		
配付資料	1 平成 30 年度地域別最低賃金の審議・決定状況		

石塚部会長

それでは、少し早いですが、本日出席予定の委員の皆様がお揃いになりましたので、ただ今から、平成 30 年度第 4 回の鹿児島県最低賃金専門部会を開催いたします。今日も朝早くからありがとうございます。先ず、本日の部会の成立について、事務局より報告をお願いします。

上ノ原賃金室長

本日は、公益側委員 3 名、労働者側委員 2 名、使用者側委員 3 名の 8 名の委員にご出席いただいておりますので、定足数を満たしており、本部会は有効に成立しておりますので、ご報告いたします。

石塚部会長

ありがとうございます。本部会は成立しているとのことですので、それでは、早速審議に入りたいと思います。それでは、審議の前に、事務局から配付資料の説明があるとのことですので、説明をお願いします。

田代室長補佐

それでは、全国の地域別最低賃金の審議状況についてご説明をさせていただきます。すでに結審をされたところが、A ランクの大阪、ここが目安 27 円に対して、目安どおり、こちらが 6 条 5 項の適用がありまして、10 月 1 日の発効予定です。D ランクの島根、ここが目安額 23 円に対して、プラス 1 円、6 条 5 項の適用があつて、10 月 1 日の効力発生ということになっております。つづきまして、

専門部会までの決定でございますが、Cランクの宮城、ここが目安額 25 円に対して、プラス 1 円、Dランクの秋田、ここが目安額 23 円に対してプラス 1 円、Dランクの福島、ここが目安額 23 円に対して、プラス 1 円、Bランクの京都、目安額 26 円に対して、目安どおりとなっております。

以上でございます。

石塚部会長

ありがとうございます。ここまでの結審状況について、報告していただきました。

前回の審議では、初回提示額から再検討していただいた提示額と、その根拠となる見解を述べていただきました。

労側からは、主に、企業は、自社の支払い能力を超えて採用することはないので、募集賃金が支払い能力のアップ、上限になる。それから、県内の新規学卒者は、大卒で 53%が県外へ就職している。これらの県外流出を食い止め、人材確保と担い手不足等に歯止めをかけるためにも、賃金の底支えとしての最低賃金の役割は重要である。奨学金の返還負担感は、半数以上が苦しいと答えている。非正規労働者の年収の低さは、既婚率に影響している。第 4 表は最賃決定の三要素を総合的に表しているデータであると使側は主張しているが、賃金改定の決定に当たり、実際に企業が重視したのは、企業の業績が最も多く、三要素にある労働者の生計費はほとんど考慮されていないという調査結果もあるという見解が述べられました。

これに対して、使側からは、主に、中小企業団体中央会の調査結果で「景気が大幅に落ち込んでいる」と分析した理由を確認したが、特殊な要因は見たらなかった。人手不足、仕入れ単価の上昇等から事業運営に対する深刻感が増しているようである。支払い能力から多くの企業は、引き上げをクリアできるが、最賃額周辺にある企業への影響について、怖さを感じる。懸念をされておられる。賃金引上げを行った場合、社会保険料等の負担も増えるという見解が述べられました。

そして、その上で、再検討していただいた金額については、労側は、当初の 32 円から 27 円に、使側は、22 円から目安額同額の 23 円に再提示がなされました。

今のところ、労使双方で 27 円と 23 円ですから、4 円の開きがあるため、本日は先ず、平場でお互いの、一日経っていますので、再検討していただいた結果等のご意見をお聞きして、合意できるか否かについてご審議をいただき、平場で合意に至らなかった場合には、個別協議を重ね、結論に近づけて行きたいと思っております。このような流れで本日の審議を進めて参りたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

石塚部会長

ありがとうございます。異論がないようですので、この場で再検討されたご意見をお伺いします。労側から、続いて使側からご発言をお願いします。

新内委員

労側としましては、去年から過去 5 年間、Dランクの中で、目安にプラスで終わっていない、目安どおりというのはDランクの中で、鹿児島 1 県だけであるという状況、Dランクの経済状況はそんなに変わらないという状況、Dランクのところの真ん中辺りにありますので、それと今年、今、報告が

ありましたように、結審しているところが24円ということで、プラスできていますので、そういうところを加味したうえで、前回も言いましたように九州全体、特に福岡も含めて離されたくないということも含めて、ぎりぎりの数字として25円ということで検討をお願いしたいと思います。以上です。

石塚部会長

ありがとうございました。それでは、続きまして、使側の方からお願いします。

濱上委員

景況感につきましては、前回申し上げたとおりでございます。零細企業等は非常に厳しいということ、多くの企業で、前から申し上げているように、多くの企業ではクリアできるんだけれども、そういった厳しい中小零細、それからやっぱり労働集約型の企業、最低賃金周辺で多くの労働者を雇っている企業というのは、20数円上がることによって、年間で数千万円の負担になると。利益率が例えば、10%だった場合、数億円の売り上げが上がらないと、合わないというような企業もあるようです。やはり、非常に負担が大きい。そして、我々も上げないと言っているわけではなくて、ここ3年間で、今回20数円上がるとすれば、60円以上上がるということになるわけですので、十分お応えはできているのかなと、そういった意味で、目安というものを尊重するという中で、やはり我々とすれば、目安の23円まではOKというようなつもりであります。

石塚部会長

ありがとうございました。ただ今、労側からは、ここ数年、5年間、目安プラスにならなかったDランクの県は、鹿児島だけであるということ、それから、今日出てきた他県の結審状況を見ても、目安プラス1円で結審しているところが多いと。そういったことで、25円でしたが、25円なら、ということでした。使用者側からの意見は、やはり、多くの企業では、最低賃金の上昇というのは、カバー出来るけれども、とくに中小零細、労働集約率の高い零細企業については、非常に苦しいと。そして、ここ数年、20円単位で上がっている、そのあたりを考慮して目安の額まではということで、昨日と同様で23円ということになりました。今、2円の開きがありますが、今の労側と使側のご主張と金額に対しまして、何かご質問、ご意見はございませんか。

新内委員

今、使側がおっしゃった所は、業種的にいくと、おそらくビルメンというようなところだと思います。私ども連合の中にもビルメンの組合があります。当然、一番影響が大きい。掛け算で1,000名を超える従業員がいるところもありますので、そうすると零細というよりも規模の大きいところは、掛け算で行くとおっしゃるような金額になります。そこで話を聞いてみたところ、本当に大丈夫かという話も聞いてみたんです。現実には800円出さないと人は来ない。800円で募集すると、今、750円とか760円で少ないけれどもいらっしゃるがその人たちを上げないといけないと、こういうことで実態的には、やっぱり、その最賃を目安プラスがあっても実体的にはそこまでそういう影響はないと実態的に超えている部分があるということは確認をして、影響がないとは言いませんが、重大な事業に支障が出るような、金額の影響ではない。これが40円とか30円であると少しやっぱり影響は有るけ

ど、そういうことも我々は含めて、提示をさせてもらっているということだけは理解をしていただければと思います。以上です。

石塚部会長

実態の側面からのご意見がありました、使側の方は何かご意見がございますか。

濱上委員

そこはまた見解の違いもあるのかもしれませんが。経営者とすれば数千万円というのはかなりの額です。今おっしゃるそこはひょっとしたら淘汰されていく部分で、生き残るところがあるのかもしれませんが。そういった意味で、じゃあどうしていくのと、経営者の立場になってみると、それは非常に大きな額で、昨日からも出ていますが、色々な跳ね返りを考えると非常に負担感が大きいということのご理解は、よろしく願いいたします。

石塚部会長

他にございますか。はい、どうぞ。

岩重委員

労側の色々な見解も理解できなくはありません。しかし、我々と、どうしても噛み合わないところがあるとしたら、労働組合さんの方に加入できる事業所、今度は我々としては、そこまで従業員規模のない、はっきり言えば、親子、並びに長年ずっと一緒に働いてくれた、3人未満の従業員を抱えた零細事業所のそういった方々が加入している商工会とかあと私どもの構成する組合に加入している、そういった企業の皆様方の立場を考えた時に、従業員を雇えないので、歳をとったその事業主並びに家族、個々での就業になって、なおさら機動力も弱まって、だんだんとやはり事業としての営みが行えなくなると、いわゆるそのまま廃業、そういったことをどんどん追い詰めていっているという現状もあると思います。なので、どうしても、立場が違うと言いますか、そこはまた、当然、公益の皆様方また労働局の皆様方のご判断になると思うんですが、もう一つは、実体験で、ここ過去3か年で60円台ぐらいもアップしてきた。私どもの仕事の中で就労支援A型、B型の事業所があります。ある程度障害を持った方々が社会復帰、またもしかすると社会復帰する以前に、何とか社会の一員として仕事を覚えていくという事業所があります。

私ども印刷物等々に関しても、電子部品の色々なキットを作るにしても、そういった方々が働くところにお仕事をお願いして、我々もそういう協力をする。また、その事業所も彼らに賃金を支払って、就労することの意義を勉強していく。その事業所がお支払する賃金はどんどん上がってきている。

しかし、我々としても、色々な運送費そういったもの等も上がって、その加工賃に対して、それに合わせて値上げを応じることはできない。

そういったことのギャップでそういった就労支援等の事業所の経営者が賄えなくなってきて、その事業をどんどん辞めつつあります。なので、健常者の皆様方は、それはそれで結構なことですが、やはり、今度はそこに至るまで社会にまた何とか復帰していこう、また、社会の一員として、何とか自立していこうという方々の就労の場をだんだん狭めているということも現実的にあります。

あともう一つは、これは個々の公共団体その臨職の皆さん方で、ここも全部が全部じゃないんですけど、私がちょっと、調査したところによりますと、月に15日働いてもらって、しかも定時、

今度その期間の賃金が上がってくることによって、またそれだけの費用が賄えないので、13日の勤務になって、そして、だいたい、2、3人で6か月ごとに募集していた人たちが、今度は陣容を一人ずつにするということで、陣容が少ない中で、また就労日数も少ない。そういった中で、もらえる賃金はやっぱり、結果的には単価が上がっても勤務日数が少ない分だけ、仕事量は増えても、もらえるものは変わらないということで、だんだん全体のバランスが崩れつつあるのかなという気がします。

なので、一所懸命全国でも人手が足りない、少しでも上げて何とか就労者を増やそうなど、これは当然民間としてはあるべきことですが、表に出てこない、そういう色々な草の根的な、そういった実態もあるということもぜひ御理解いただきたい。

そういった方々の永続的な就労の場を作っていくことも我々としての立場じゃないかと思いますので、ぜひ、そういったことを検討していただきたい。

その中で23円という提示を我々は応じておりますが、この先どこまでこのロードが続くのかなと非常に危惧をしておりますが、何とか23円までは全国的な流れであるし、目安で提示された以上は抗うことをせずに、早くそれで答えを出して、そして、次なるところに、我々も活動を向けていければと思っております。以上です。

#### 石塚部会長

使用者側の方からの健常でない方々の就労の場の確保とそれから、賃金が上がることにより就労日数で調整されているというところもあるという状況のご説明でした。

他に何かありますか。

#### 下町委員

今、働く家族が、男性も女性も働きます。お父さん、お母さんも働くという時代になってきていますし、それからパートの方でも、小遣い稼ぎにという専業主婦の方が空いた時間を小遣いというか、夜のおかずの1品ぐらいにでも、という感覚でのパートというのはなくなってきているわけです。

今はその過渡期の後半の方に入ってきていると思うのですが、社会保険等も、もうみんなに適用していこうじゃないかという時代になっていますので、ただ、今おっしゃったように、じゃあ、単価が上がっていくと、そのいわゆる扶養に入れる時間を超えていくとか、金額を超えていくとかありますよね、それがこれまでの社会システムと現実に働かないと食べていけないという現実と合わなくなってきているんだと思います。ここの是正がされていないということです。

ですから、いわゆる労働集約型のビルメンとか、建設、建築の関係において、もうそれは今買ったきが起きているわけです。公契約にしても単価を下げろ、コストを下げろという入札方式で、安ければいいという話になっていて、ところが、最低賃金が上がった時に、その後の契約はどうなるのと、これではやっていけませんよという世界なのに、そこは改善されていかない。

それから、パートの方の単価もそうだし、就労支援の方々にしても、いわゆる公的な支援が届いていない中で現実はどうどん追い込まれていってしまうというところがあるわけです。

ですから、一方では大変みんな困っているから、おっしゃるのはよくわかるんですが、だけど、もう一方でシステム的なものをきちんとしていかないといけないという、ここへの支援が全然届いてないというのがるので、ここはもう、審議会の中の1つの意見として、取り上げてほしいなと思えます。

ただ、そうは言っても、やっぱり格差が広がるというのは、厳しいので何とかついて行きたいと、経営者の方も厳しいし、低廉な賃金で働いている人たちの暮らしも厳しいということがあるので、何とかその折り合いを付けられないかなと思います。

あとは、公的なところのきちんとした支援、サポートが必要だと思います。以上です。

石塚部会長

どうもありがとうございます。今の御意見は、労働者の側も、それからそれを雇用する側も非常に苦しい状況になっているというのは一方では、目安という形で賃上げを、今、20円単位で上がっているけれど、それを実行するための今おっしゃられた公的な面の政策がそれに伴っていない。

なので、それが両方あって初めて成立するのだけれども、それがなかなか上手くいっていないので、ということで、それはごもっともだと思います。

でも、その中でも格差はあって、やっぱり是正していかなければいけないということで、この額になっているということですね。

はい、どうぞ。

濱上委員

今、労働者側委員がおっしゃったように、公的な支援を求める、というのも我々もそれは強く求めていきたいと思っています。報道を見る限りですが、お隣の韓国が、非常に最低賃金額がぐっと上がりすぎていて、若者の失業率が非常に高くなってきていて、結果、経済があまりよく回っていない。それは、今、おっしゃられるように、公的な下支えのシステムとか上手くいっていないからなのかなと思うのですが、急激過ぎると、やはりどこかで破綻をきたすのかなと。今のまさに日本のこの最賃の上がり方も若干そんな気がするものですから。でも、我々は一応、目安は何とか守りましょうというようなことでやっておりますので、そこはご理解いただきたいと思っております。繰り返すようですが、多くの企業がやってはいけるのですが、どうしても底の最賃の法の網というのが、ありとあらゆるところにかかってくるものですから、ひょっとしたら、ピンスポットの方々の大変さ、あとは今、労働集約型の企業と、その2つの企業へのインパクトが大きすぎるものですから、このような主張をしているということは御理解いただきたいと思います。

岩重委員

補足します。今、労働者側委員がご提案いただいた件は本当にそのとおりだと思います。

でも、公的支援を云々と言っても、お上としたら、賃金上がることに對して、一昨日、昨日も申しましたように色々な面で助成を施してはくれておりますが、一時的なもので、永続的なものということでは当然ございませんし、3か月、6か月以内にそれだけペイできるだけの利益体質を作りなさいといったところで、世の中どんどん変わりますし、なので、それが本当に救済になっているのかについては、甚だ疑問があると思います。

ですから、お上の方としても見ている視点が全然違うなど、実体験を全然知らない方々が何とかそれを是正するために、その場限りの付け焼刃の色々な支援策であると言えます。例えば、行政側の仕事、例えば、ここの厚労省さんにしてもそうですが、やはり、買ったたきで仕事を出しますので、賃金を上げなさいと言いながら、入札とか云々。しかももっとひどいのは、消費税込みの金額での入札金額です。だから、平成3年、元年から消費税が導入されて、それで3%、5%、8%。

結局それでしかも値段で買いたたく。最低制限価格これに関しても、建設、土木はありますが、電子入札になってほしい形骸化しつつあるとなっています。

また、私ども印刷業界においては、まだまだ物品購入の領域がほとんどで最低制限価格すらない仕事は圧倒的にまだ多いです。そうした中で、消費税込みで例えば5%時代で百万円だった、税込みで、これを逆に言えば、8%になって、また百万円で落札したとしたら、差額の3%は、請負側の利益の中から、その分を吸収していかないといけない。でこれが10%になっても同じことで、これに関して、これはおかしくはないかとお上の定める消費税等々もちゃんと払っているか、親事業者ちゃんとそれは認めてくれているかって、言いながら、国が認めてないので、これはおかしな話ですよ。たぶん鹿児島大学さんの仕事もそうだと思いますよ。なので、我々は結果的には請け負った業者が消費税分の負担とか結局自分たちの利益の中から拠出しないといけない。こういうことが起こってしまして、ならば、お上も叩いて仕事を云々ではなくて、仕事を選んで適正価格で何とか仕事を出すということで、その分でちゃんと賃金としてペイできているかということを追いかけて、ウォッチして、その中で違反者は次の入札から外すとか、こういったことも厚労省さんもそのところの視点を切り替えてやっていただかないと、いつまで経ってもこういう議論になっていく気がします。余談でしたけど。

#### 新内委員

余談の余談になるかもしれませんが、今、使用者側委員がおっしゃったことは、審議会の場でできるかどうかは別として、少なくとも労使の関係では一緒にできるはずですよ。私たちも入札の下限価格を決めると、公契約を作りなさいよということは、公契約に関しては、10何年ずっと要請をしています。ただ、お上が聞いてくれない。ただ、それをもっとやるには、やっぱり労は労でやる、使は使でやる、ということも大事でしょうが、それはやっぱり一緒にやっていくということで相乗効果が起きるのではないのかなと思いますので、そういう部分は、また、この場でどうかできる話でもないのかなど。さっき言いましたが、ぜひいっしょにやりたいなと思っておりますので、そういうことも含めて、それはまた、別なところで話をぜひこれからもさせていただければと思います。

#### 石塚部会長

ありがとうございます。余談の余談の余談ですが、消費税の問題が出ていて、結局、公契約の中でもそういうことが行われていると。我々はどっちかということ、大企業対中小零細で、結局、また消費税が上がると大企業が利益を得ると。巷では、消費税が上がると一番消費者が影響を受けると懸念されているが、1番困るのは、中小零細の企業が1番悲惨な状況になるということは認識していたんですけど、公会計でそういったことをやっているとなると非常に問題ですね。私たちも大学にいて。

#### 新内委員

鹿児島大学の関係で、大学病院ですが、一時、前年の三分の一ぐらいの価格で入札する業者が現れて、よその鹿児島以外の会社ですが。大学も少し問題意識を持っていて、半分ぐらいだったらどうにかしますよと大学もおっしゃって。半分ですよ。半分。だけど、それから先は考えますということだったから、その会社は雇用を守ることを最優先にしたのです。雇用を守るためにはやむを得ない。ところが、規模が大きいものですから、その時には、私が単組の書記長でしたが、給料の昇給をやむなくゼロということで、中小ですから、定昇もありませんので、一年間全く据え置きということはどう

にか乗り切ったことがあります。そういう意味では、中小零細企業に対する行政のやり方というのは変えてもらわないといけない。

それは私たちもずっと要請をしていて、そこをもっと。今、いい話を使用者側委員から聞きましたので、そういうことで、そこはやっていかないと我々のところも会社がいいから組合があるということではなくて、10人以下の組合もたくさんありますので、本当に厳しい組合もあって、組合があるとやっぱり企業にとっては、人件費という面ではやっぱりコストアップ要因にもなっていくので、競争力が落ちていく可能性もありますが、そういう意味ではやっていきたいなと。結果はどうあれ、中賃がコメントを入れていますよね。行政機関に対しての。あれもやっぱり、そういうことからすると、鹿児島は入ってないですね。効果は直接的にはあるかどうかはわかりませんが、審議会の一つの意見として、行政の関わる契約に対して、配慮を求めるというのも意見として発表するのはあってもいいのかなと思います。

石塚部会長

その扱いをどうするかは検討して、ここは、一応、最低賃金の審議会なので、そういったニュアンスを少しでも入れて、政策と最賃の上げ幅というのがかなりかい離しているというのは、重々承知しているの、それと今日いい話を聞いたのは、大学の方でもそういうことが行われていると。確かに、独立行政法人になってから、競争入札をやれということの圧力がかかっていることは間違いないので、ちょっとそれも考えてどこかで話をしておきたいと思います。

ということで、話が横にそれましたが、大体こんなところでしょうか、ご意見は。それで、現在、2円という差が現状ではありますので、これから個別協議に入らせていただいて、審議を続けたいと思います。また、外で、お待ちいただいて、ちょっと公益で最初に話をしたいと思います。

(公・労個別協議)

(公・使個別協議)

石塚部会長

それでは、平場に戻します。労使双方からご意見をお聞きしましたが、双方のご意見にはまだ隔たりがあります。それで、今日は結審には至らないようですので、また次回ということになります。ただ、10月1日の発効を目指すためには8月6日月曜日の第5回の専門部会では結論を出さなければいけません。ですから、これからお互いどれくらい歩み寄れるか、最終的な御検討をしていただいて、6日月曜日の第5回専門部会に臨んでいただければと思います。ということで、今日のところはよろしいでしょうか。

(異議なし)

石塚部会長

それでは、最後の議題のその他ですが、事務局から何かございますか。

田代室長補佐



次回は8月6日月曜日午後3時からの開催となります。会場はこの会議室になります。なお、当日は午後6時から、第3回の本審を開催することとなっておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

石塚部会長

どうもありがとうございます。それでは、次回は予定どおり6日の午後3時からこの場所で開催いたします。

それでは最後に、議事録署名者を指名します。労働者側は新内委員、使用者側は濱上委員にお願いします。

それでは、本日はこれで閉会いたします。長時間どうもありがとうございました。

#### 議事録署名

部 会 長

---

労働者代表委員

---

使用者代表委員

---